

広島県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十五年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

音戸倉橋線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
呉市音戸町大字音戸字粟尻二四番一地从先から 呉市音戸町渡子一丁目三五五番一地从先まで		一〇・五〇 一三三・三〇	一〇・五〇 一三三・三〇	七・三〇 五八・〇〇	二、八四一・ 八〇	ダブルウエイ 一部拡幅 一部幅員減 少
呉市音戸町渡子一丁目三五五番一地从先から 呉市音戸町渡子一丁目五三七番一地从先まで		一〇・五〇 一三三・三〇	一〇・五〇 一三三・三〇	七・三〇 五八・〇〇	二、八四一・ 八〇	ダブルウエイ 一部拡幅 一部幅員減 少